

答 申 第 1 号

令和 6 年 9 月 30 日

宇佐市長 是永 修治 様

宇佐市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松尾 康利

宇佐市情報公開条例第 13 条に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 6 月 1 4 日付け子育第 0 6 1 4 0 0 9 号による次の諮問について、
別紙のとおり答申します。

「宇佐市〇〇児童クラブ〇〇における、令和 6 年 2 月と 3 月のそれぞれ職員
毎の労働日数と各日における労働時間数の開示を求める。(氏名等記載不要)」の
行政文書不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

宇佐市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件行政文書不開示決定の処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 6 年 4 月 16 日付け、審査請求人は、宇佐市情報公開条例（平成 17 年宇佐市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「宇佐市〇〇児童クラブ〇〇における、令和 6 年 2 月と 3 月のそれぞれ職員毎の労働日数と各日における労働時間数の開示を求める。（氏名等記載不要）」

- 2 令和 6 年 4 月 18 日付け、実施機関は本件開示請求に対し、下記（１）が記載された文書を本件開示請求に係る行政文書として特定し、下記（２）の理由により当該行政文書を開示しないと決定（以下「不開示決定処分」という。）、その旨を審査請求人に通知した。

（１）特定した行政文書

児童クラブ職員の氏名、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間が記載された出退勤記録表（仮称）（以下「本件対象文書」という。）

（２）不開示決定の理由

氏名等の記載がない場合でも個人が特定できる場合は「個人に関する情報」となり、条例第 7 条第 2 号に該当するため。

- 3 令和 6 年 5 月 21 日付け、審査請求人は実施機関が行った不開示決定処分の取消しを求め、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、「審査請求書」において主張する審査請求の理由は、次のように要

約される。

- ・ 開示しない理由として「個人が特定できる場合は、条例第7条第2号に該当するため開示できません」と、記載しているが、数人いる職員の氏名等の記載なく特定できるとしているのは拡大解釈で、具体的理由や根拠がない。
- ・ 児童クラブの運営は、ほとんどが国や県、市からの補助金で運営されており、適正に運営されているか、市民として確認する権利がある。
- ・ 児童クラブが正常に運営されており、児童クラブに必要な職員が配置されているのであれば、勤務時間等の公開は何ら個人の権利利益を害するものではないと思われる。市民の知る権利が、損なわれている。

2 実施機関の弁明に対する反論の要旨

審査請求人が、「反論書」において主張する反論の内容は、次のように要約される。

(1) 弁明書の条例第7条第2号本文及び同号ただし書きの該当性について

ア 条例第7条第2号について

該当しないと考える。

イ 条例第7条第2号ただし書きについて

該当すると考える。

(2) その他

- ・ 児童クラブ職員は、11人程度の職員数で運営されており、氏名の記載がない状態では個人を判別できないと考える。毎年事業実績報告書が市に提出されているが、報告書に人件費等は記載されており、出勤簿だけ開示されないことは辻褄が合わない。
- ・ 出勤簿の開示で個人の利益は損なわれない。一般の会社においても勤務時間は確認、管理するものである。確認したら不利益になるのであれば、どの会社でも確認自体出来なくなる。

3 口頭意見陳述の要旨

審査請求人は、宇佐市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条の規定により、口頭意見陳述を行った。その内容は次のように要約される。

- ・ 児童クラブは90パーセント以上が補助金で運営されており、公金であるため、正常に運営されているか確認したい。

- ・ 職員数が基準を満たしているか疑念がある。職員が児童のけが等についての引継ぎができていないよう見受けられる。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書において説明する不開示決定処分理由は、次のように要約される。

1 条例第7条第2号関係

(1) 本文の該当性について

ア 「当該請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報」があるか

本件対象文書には、児童クラブ職員の氏名、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間が記載されている。氏名を不開示としてもその職責や担う業務から特定個人を識別することができ、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある、個人に関する情報である。

イ 「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるか

- ・ これが明らかにされた場合、仮に氏名が伏せられていたとしても、ほかの開示された情報から個人を類推することができ、個人のプライバシーを不当に侵害することとなり、個人の権利利益を害する恐れがあると考ええる。
- ・ 以上のことから、「開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

よって、条例第7条第2号本文前段に該当する。

(2) ただし書の該当性について

ただし書きのアからオのいずれにも該当しないと考える。

第5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の児童クラブ職員の氏名が、他の情報によって識別できるか否かが争点となる。

2 本件対象文書について

(1) 審査請求人が開示すべき対象としている行政文書は、以下のとおりである。

記載事項

児童クラブ職員の氏名、出勤日、出勤時間、退勤時間、勤務時間、残業時間、有休取得日、合計勤務時間、合計残業時間（以下「本件文書記載項目」という。）本件文書記載項目が、当該児童クラブの責任者を先頭に、一部入れ替わっている箇所があるものの、概ね勤務実績の長い順に並んでいる。

(2) 当審査会の調査によると、実施機関における本件対象文書の取得及び保存に関する運用について、次の事実が認められる。

ア 取得目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条2項において、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。」の規定があり、これを確認するため。

イ 本件対象文書で確認する理由

本件対象文書を提出する以外にも、○印等記号で記載した表を別で作成させるなど方法は様々かと思われるが、本件対象文書を提出させることで足り、事務負担が増加すること等から作成させていない。

3 氏名の記載なく個人の識別が可能かどうかの検討

審査請求人は、「数人いる職員の氏名等の記載なく特定できるとしているのは、拡大解釈としか思えない。具体的理由や根拠がない」旨主張しているので、審査会においては、この点を踏まえ次のように検討し、判断した。

ア 特定の可否

本件対象文書には、児童クラブ職員個人ごとの本件文書記載項目が、責任者を先頭に概ね勤務実績の長い順に並んでいる。児童クラブ職員個々人の役職や職歴については保護者や児童クラブに勤務している者等から聞き取ることができる情報である。

他の情報公開請求の開示情報、児童クラブ職員、又は保護者等からの情報を組み合わせることで特定できる場合は個人識別情報にあたると考えられる。

氏名を非表示にして開示すれば、ほかの情報と組み合わせることでどの者の出退勤記録か識別することが可能である。

イ 公開することの可否

上記ア記載のとおり、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文前段に該当するため、非公開とすべきである。

なお、仮に、特定の個人を識別することができないと捉えたとしても、個人の生活時間帯等を公開することにより、プライバシーを不当に侵害するおそれ等があり、同号本文後段の「個人の権利利益を害するおそれがある」に該当と判断するため、いずれにせよ、非開示の判断に変わりはない。

4 その他審査請求人の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

審査会において上記のとおり検討した結果、本件対象文書のうち実施機関が不開示とした部分については、条例第7条第2号に該当し、第2号にあってはただし書きに該当しないと認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

日付	審 査 経 過 等
令和6年5月21日	審査請求人は実施機関に対し、審査請求書の提出を行った。
6月14日	実施機関は審査請求人に対し、弁明書の送付を行った。
	実施機関は審査会に対し、諮問を行った。
7月8日	審査請求人は実施機関に対し、反論書の提出を行った。
7月8日	実施機関は審査会に対し、反論書（写し）の提出を行った。
7月30日	第1回審査会
9月30日	第2回審査会
9月30日	答申